

9000万以上工事は 総合評価一般入札

農水省が談合防止対策

来年度から全面移行

農林水産省は31日、緑資源機構による官製談合事件を踏まえた同省直轄工事の入札談合防止対策を公表した。2008年度から地方農政局が発注する全工事（予定価格9000万円以上）を、原則として総合評価落札方式による一般競争入札にする。また、総合評価方式、工事費見積内訳書の提出対象工事の拡大などで対策を強化する。農政局発注工事の一般競争入札への全面移行は08年4月1日から始めるが、前倒しが可能な案件については、07年度中から積極的に一般競争入札を適用する。

対策は、▽一般競争入札の拡大▽入札監視機能の強化▽コンプライアンス（法令順守）の徹底――が柱。同省は水門設備工事を含める談合事件を受け、07年度から農政局発注の水門設備工事に総合評価一般競争入札を適用し、林野庁直轄事業も

5月以降に一般競争入札へ移行するなど、一般競争入札の拡大を図ってきた。対策の強化では、08年度から災害復旧工事などを除いた地方農政局の発注工事すべてに一般競争入札を適用するほか、そのほか出先事務所が発注

する工事でも積極的に一般競争入札を導入する方針を打ち出しており、09年度には同省直轄工事の8割（金額ベース）まで適用を拡大する。

入札監視機能の強化では、入札監視委員会では重点的に審査する件数を拡大し、審査事項に入札結果の事後的・統計的分析を追加する。また、発注方式や工種ごとの総合評価方式については、監視費内訳書の提出対象に

いては、入札参加者の応札額の適正性審査を強化するため、小規模な工事に拡大する。

コンプライアンスの徹底に向けては、早期に本省と各農政局に発注者綱紀保持委員会を設置し、第三者からの不当な働きかけがあった場合に報告させるなどの仕組みを構築する。